

平成 23 年度 公民館運営審議会・図書館協議会 定例会 議事録

平成 23 年 7 月 5 日 (火)

午後 2 時 00 分

中央図書館 2 階 講 堂

事務局 平成 23 年度公民館運営審議会並びに図書館協議会の定例会を開催いたします。

< 委員、新任職員紹介、挨拶 >

それでは、議事に入りたいと思いますが、会議の議長は規則で会長が務めることとなっておりますので、松井会長よりお願いいたします。

議 長 はい、それでは次第に沿って進めてまいりたいと思います。
皆様の忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。
それでは、はじめに勇払公民館の件につきまして 1 番、2 番を続けてお願いいたします。

公民館長 よろしくお願いいたします。

< 以下資料に基づき説明 >

(1)平成 22 年度 公民館事業実施状況及び利用状況

(2)平成 23 年度 公民館事業実施計画

議 長 ありがとうございます。事業の回数や参加人数など、いろいろ見ましても昨年度は充実した事業が展開されたものと感じますけれども、皆さんからご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

委 員 講座には、なかなか出れなかったんですが、図書館のネット予約を早速やってみまして、大変役だっています。教えてもらっても、この年齢になりますと家に帰ったら忘れてしまって…、でもTVなどで聞いて家でPCを検索してあみるかなと思ったら、すぐ手続きが出来てしまうんですね。それで、私は勇払公民館で受け取る手続きをしますが、連絡はこのPCの方で確認が出来るんです。貸出OKですよとなりましたら、勇払公民館に行ってお借りして去年から 20 冊くらい、今はまだ 4 冊くらい予約して半年待ちというのもあるんですが、とても有意義に使わせていただいています。

議 長 一気に利用が増えましたね。外の皆さんからなにか…。
はい、それではですね。今年度も、昨年度に劣らず活発に事業展開されることを願いまして、公民館の運営審議を終了したいと思います。

それでは、つづきまして図書館協議会のほうで図書館の3番、4番を一括して説明をお願いいたします。

図書館長 はい、それではお手元の資料に基づきまして説明させていただきます。

< 以下資料に基づき説明 >

(3)平成22年度 図書館事業実施状況及び利用状況

(4)平成23年度 図書館事業実施計画

議長 はい、ありがとうございました。それでは、22年度、23年度特に分けませんので、どこからでも構いませんのでご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

委員 大変、恥ずかしいのですが、言葉の意味を教えてくださいたいのですが。P4の「閉架書庫」についてお願い致します。

議長 はい、「閉架書庫」についてご説明をお願い致します。

事務局 はい、一階のスペースは「開架書庫」というんですが、1階のスペースの関係や、ちょっと古くなって、あまり使われていない本ということで、2階の事務室奥に電動の書庫があるんですが、その書庫を指します。

委員 それを、お借りすることは出来るんですか。

事務局 はい、出来ます。基本的にはよほどの事が無い限りお貸し出来る本ばかりです。

委員 あまりニーズがないということだね。

委員 ニーズというよりは置き場所ですね。

委員 はい！

議長 委員お願い致します。

委員 図書購入費ですがここ数年の流れですね。その差について教えてくださいたいのですが。

図書館長 金額的には厳しい状況の中で、私どもの蔵書・運営方針の中で50万冊或いは、常に新しい本を皆さんの要望に応えられる本を購入し、提供していきたいという考え方により整備を進めているわけですが、そういった中で刊行物も含め、年間の必要数を過去の実績、各分野それぞれ含めまして購入しております。そういった経験・実績の中で予算設

定をしている状況でございます。

委員 ここ数年の推移はわかりますか。具体的な数字ですが。

図書館長 22年度 1,800 万ですね。この表の横に行きます。

委員 100 万ですね。100 万上乘せということですね。

部長 実は、何年か前から再編交付金を活用させていただいています。再編交付金の場合、どうしても1回にまとめて何百万も買うということになりますと、図書館の方で毎月買う本がどうしても限られてします。今年はそういったことから100万円の一般財源を投入し、補助金以外の予算を増やして月々の購入費に充て、交付金で買うまでの場をつないでいるという形になっています。それで100万の増額ということになっています。ただ、来年以降どうなるか、毎年のことなものですから…。先般の議会でも、盛んに安全・安心という、そういったものを言われておりますので、手付かずで残っている学校関係の耐震化を、市として優先的にやりましようとなると、それ以外の事業については、少し我慢してくださいね。ということになりかねない状況です。

委員 50万冊を目指すという目標があって、蔵書を大切にしていくという方針がありますが、大分前の数字ですが、同じくらいの人口の帯広と比べると市民一人当たりの図書費は半分くらいだったんですね。ですからそれに比べると…。市の方針の財政的な問題があるかもしれませんが、その中でも図書館事業を大切にするという指針を是非持っていたいただければと思います。

部長 予算要求する側としては、たくさん頂いたほうが市民の皆さんに喜ばれますので。ただ、除籍との兼ね合いもあるんで目標として50万冊というのは今も変わっておりません。

委員 はい！

議長 委員どうぞ。

委員 今の関連してですが、除籍の冊数がここ数年ずっ~と増えているんですが、この理由について教えていただきたい。18、19は3,000、4,000 ですよ。20年度は急に倍以上の1万を超えまして21年度も9,000 そして22年度は更に増えて12,000 ですが、これは普通から考えると図書館運営のなかではちょっと起きない様な数字に思います。

事務局 先ほどご質問がありました閉架書庫が、電動書庫になっており、残念ながらその1/4が未設置の状況で所蔵の冊数が毎年の購入と、寄贈の本も含め約1万と考えていただいと良いと思います。1階から2階に利用の少なくなったもの、あと資料的に古くなったも

の、利用回数が少なくなったものが2階に上がってきます。その場所がだんだん狭くなってきているのが現状です。状態が悪く利用に耐えられないものも除籍という形で処分をさせていただいております。その処分させていただいたものはリサイクル文庫として市民の方の還元をさせていただいたり、大変状態が良くて資料的にまだ利用に耐えられるものにつきましては、複本として処理していくようにしております。そういう場所的なものと資料の間引き、そういうタイミングがちょうど蔵書場所と資料の保管の量とのバランスがちょうど満杯になった状態になってきております。それで今までずっと保存してきたものを少しずつ処分しております。

委員 よく事情は理解できます。ただ、一言感想を述べればですね、もう48万冊が限度であって50万冊を目指したところで入りきらないというのが現状じゃないですか。それで50万冊を目指すということは、はじめから不可能な目標を立ててるようなものでして、そうすると早急にしなければならぬのは50万冊が収蔵できる図書館の施設の整備じゃないですか。それでない限りは先ほどのお話のように毎年1万冊を増加してても、1万冊を超える本を処分しなければ置けないわけですから、そこは予算を取って電動書架まだ、1/4 スペースあるわけですから、はやくそこを入れる工夫をしない限りはいつまでたっても、ところてんで、どんどん捨てるしか無くなるんでないですか。

議長 今は、感想とおっしゃっていましたが、おそらく皆さんも同じようにお考えであるのかなと、あと1/4の部分はどのようにお考えなのか……

図書館長 委員のおっしゃるとおりかと思えます。ただ、私どもと致しましても現実的に48万が限界という部分もありましようけれども、そういった部分も含めて運営上なんとか50万に向けて努力してまいりたいと。やはり閉架は図書館としてあまり目立たない設備ではありますが、スペースとして大変大事だということは私ども認識しておりますので、そういった設備の拡充に向けては財政当局にもお願いしてまいりたいと考えております。

委員 おっしゃることはごもっともなんですが、先ほど除籍の内容を知りたいと申し上げたのは、紛失とかそういったものであればやむを得ないですね。ところが実質1万冊ですね仮に現物があるのに除籍と言ったら早い話、除籍をやめれば2年間で50万冊は超えるんですね、2年かからないですよ。48万8千あるんですから。ただ、現実問題としてもう置けないと言うお答えだったから、それだったら最初っからもう限界が来てるのに50万を目標にするのは元々の目標の立て方が現状に合っていないのではないかと。だからもし目標を優先されるのであればやはり場所の確保が一番でないですか。おそらく今年も1万を超える本を捨てることになると思いますよ。それやめれば50万ですよ。そういう矛盾したことを現実にやってらっしゃるということを、少なくともこのデータからはわかるので、そこはやっぱり、はっきりさせなければいけないと思います。

議長 私は、議長なのであまり……。皆さんの思っっしゃる声を代弁するする形になるんですが、書庫を広げるということは今は計画にないんですね。

- 図書館長 具体的には、いかんせんこういう状態なものですからそこには至っていないのが現実です。常設できるものとしては設置されているんですが、そこには至っていない状況です。
- 部長 施設的には、電動書架のセッティングを想定した施設にはなっているんですが、あとはその備品購入できるかどうかということなんです。いくらでした。
- 事務局 3700万です。一昨年の数字ですが、計画としては持っていますが、機会があればと思っております。とりあえず蔵書整備費を確保するのが精一杯の状況です。
- 部長 この場合は、建物が出来てしまって今の3千何百万が施設の増設部分ということでいわば、車で言えば部品を買うようなものですから、それに対する国の補助だとか借金が認められない制度になっているんですね。ですから、3700万というのを一般財源という言い方をしますけれども、いわゆる市が全額を持ち出して物を付けなければいけないインフラの整備に対してはいろいろあるんですが、図書館に対しては中々、財源がないものですから、どうしても財政当局としても予算編成でも後回しされることをご理解いただいて、私どもと致しましては50万冊ということでありますので、また、施設としてもそういうことを想定しているわけで、なんとかお願いする立場には変わりありません。
- 委員 あきらめるどころではなくって、置けないのに50万冊の目標はおかしいのではないかと。
- 部長 はい、電動書庫さえあれば・・・予算がついて書庫が完成すれば目標を達成できるということをご理解いただきたい。
- 委員 ですから目標の達成は、今年1年間捨てなければ実績で12000冊ですから、それを足せば50万は達成できるんですよ。ただ、置く場所がないって言うことの矛盾をお分かりいただきたいなあ～ということです。矛盾した目標を立てるのはおかしいんじゃないかと。
- 事務局 説明不足の点がありましたので・・・補足させていただきます。
昨年22年度が一番大きな数字になっていますが、内訳と致しまして、蔵書点検の際に不明本等が判明されます。そういうものも含まれております。また、未返却本の整理も昨年度初めて処理をいたしました。そのほかに汚損・破損として状態の悪いものも順次処分させていただいた結果によるものです。
- 議長 委員は、その除籍の数が多いことを問題にしているのではなく、目標50万冊と所蔵スペース、そのキャパがあってなかったのではないかと。その矛盾ですよ。
- 委員 基本的に18、19からいったら22年は倍以上ですよ。2.5倍ぐらいになるという原因をまず、お教えいただきたい。確認ですね。それで、今のお話ですと不明や、未返却の処

理と言うことですが、未返却というのがちょっと多すぎる気がするんですが、これもいろいろあるんでしょ。

ただ、20年、21年以降の増え方は普通ではないような気がします。

この辺に何か20年度以降にシステム的な変更が大きく変わったとかそれとも単純なスペースがないためのものなのか？そこら辺をまず、はっきりさせてから次の段階ね、そうすると、そこで先ほどの話しですと結局、場所の問題だと。だから場所の問題だけでしたら目標とあってない、限界が来ているのに、これ以上、ものを積み込むことが少し矛盾を来たしているのではないかと。この件は、もうこれ以上はないと思います。

あと2点ばかり、お伺いします。まず、前回もお話したかと思いますが、盲人図書分室資料の充実というお話がありました。例えば、図書館の利用案内には、それらの標記が無いわけですよ。前回は何か管轄が違うようなお話だったかと…掲載がふさわしくないというように理解したのですが、それでいて、資料の充実とか…ね。実は資料の充実だけではなく、本来は活用の充実を図らなければいけないわけですよ。肝心の今年の利用案内に1年経っても明記されない形でどうやって充実を図れるのか。お教えいただきたい。

議長 どうでしょう。

事務局 視覚に障害をお持ちの方で、手帳を持っている方を抽出させていただき、その方々に点字と普通の文字で書いたものをお送りいたしました。それで、ご家族なり知人なりが見ていただければ、わかるように。しかし、点字での利用案内を作るところまでに至っておりません。去年24時間チャリティーで機器を頂いたものですから、その活用も含め内部で検討し、保健福祉部の障害担当とか、社協の方とも相談し、団体や対象者、またその方々の活動について把握を行いました。まず確認してから実際のキャパとして、600人程度という話になったものですからその方々に全部送りました。地道に活動しています。今年4月からやっているんですが、毎回ではないんですけども、活動日には予約が入って対面朗読で実際に生の声でお話しをしていただいたり、目の不自由な方で、自分の読みたい本が点字で無いんだよ！という方がいらっしゃいます。そうすると、その方が本を持ち込んで、この本を点訳してもらえるのかしら…。というときには、点訳サービスの方と相談の上、出来るものであればお受けします。リクエストサービスという形でやっています。

委員 はい、わかりました。結局盲人図書室というのは確かに盲人のための図書を置く場所ですが…ノーマライゼーションという発想からは、盲人のためだけではなく、そういう存在が社会全体にあることの周知徹底が無い限りは意味が無いことだと思うんです。そういう気がしているものですから、一般の人も盲人にもこういう施設があるんだということの認識が無い限りは、あれは何だ…ナニやってんだ！で終わってしまうんですね。それでは、施設の意味は十分ではないわけです。ですから、少なくとも、ここに点字施設があることを周知、利用を促すくらいは必要ですね。どうもありがとうございました。それから、もう1点ございまして、これも前回申し上げたと思うのですが、図書館の使命

は貸出の冊数だとか、利用者の人数ではない。前回お伺いしたのはレファレンスの内容とか件数ですね。レファレンスがいったいどうなったのかお伺いしたい。実際問題、例年に比べてどうだったのか？そしてそれが市民の活動にどういうプラスになったのか。そこらあたりは是非資料にお載せいただきたい。と申しますのは、今、図書館に問われているのは市民生活と図書館のかかわりが、どこまで密接かどうか。これは、貸出冊数でもなければ、人数でもないんです。直接自分たちの生活に関わる問題が図書館によってどのように解決されるのか。ここが問題であるはずなのに、その問題の解決の材料となるレファレンスがどこからも資料として出てこないというのは、図書館自体においてもレファレンスの位置付けが不十分なのか、それでなければ活動そのものが活発ではない。つまりは図書館というのは市民にとって結局本を貸す場所だけでしかない。そういう認識しかもってもらえない。もう一つ余計なことを言いますと結局昨年度は市長から表向きに出ませんでしたので、この場でいわゆる指定管理者制度が載せることが出来ませんでした。出そうとすれば、まだ、ここでは無理だと。ところが1年の間に半ば既成の事実化された、とすれば結局この協議会は結局何のための協議会なのか、ということにならざるを得ない。ですから私としては1年前から、レファレンスについては是非デジタル化して、はっきり市民の方に示していただきたい。とお願いしているんですが、今回も示していただけないのは残念だったと思います。

議長 そのレファレンスの実績についてお願い致します。

事務局 はい、手元にある資料でお答えさせていただきます。2階にあります参考資料室の数字になります。19年度から21年度までは平均で出させていただきます。22年度、委員さんからのお話もありましたので、きちんとしたカウントをしております。内容的には易しいものから大変高度なものまでありますので、高度・中度・簡易の3つに分けさせていただいております。19年度から21年度の平均を数字でお知らせします。高度は17、中度は33、簡易は約1000件というように出ております。22年度は高度が5件、中度が91件、簡易が1020件という数字でカウントされております。高度の数字が減っているところの詳しい原因はわかりかねています。ただ、中度につきましては、きちんとカウントを取りまして調べたところ91という数字が出ております。中度につきましては1020ということで大体変わってはいないところだと分析をしております。高度・中度につきましては記録にとっておりまして、将来的には冊子にしたりネット上で公開したりしていきたいと考えております。1階のほうではいろんなことを聞かれます。2階の参考資料室で答えたほうが良いことの方が1階のレファレンスの数として受けますので、1階のほうも今年度はカウントを取るようになっております。

委員 ありがとうございます。是非継続してよろしくお願い致します。

議長 1階の部分については入っていないんですか。

事務局 はい、今の数字は2階の参考資料室のカウントになります。他館では、いろいろレファレ

ンス数を発表しているところもあるんですが、どの程度のものを1件と捉えるのか、ずいぶん数が違ってくるものと思いますし、今、実際に試験的にやっではいるんですけども、どういうカウント方法が業務内容や量に反映できるのか、試行錯誤しながらカウントをしているところです。

議長 そのほかに、いかがでしょうか。

<特に質疑なし>

それでは3番、4番の図書館協議会の部分はこれで終了としたいと思います。
それでは、その他ということで指定管理者制度につきまして館長の方からお願いします。

図書館長 それでは、私の方から「指定管理者制度」の導入について少しご説明させていただきたいと思います。図書館への「指定管理者制度」の導入につきましては、昨年6月に執行されました市長選挙以来、市議会での質疑及び新聞報道等により皆様ご承知のことと思います。この間、多くの図書館利用者は基より市民の皆様の関心を集め、市と致しまして重要な施策案件として位置付け、取り組んでいるところでございます。当然、この協議会委員の皆様にも詳細を説明の上、ご検討・ご意見を伺わなければならないものと認識しておりますが、話題が先行し、委員の皆様への説明が遅れてしまいました事をお詫び申し上げなければならないところでございます。市におきましては、昨年9月に公共施設のあり方・方向性をはじめとし、各種施策69項目について議論・検討を重ね、平成26年度までの“行政改革プラン”を策定し、実現に向け取り組んでいるところでございます。この中で、H26年度に「図書館への指定管理者制度」導入が盛り込まれているわけでございます。皆様のお手元に、「指定管理者制度について」資料をお配りさせていただいておりますが、公共施設のあり方等について、「市民ニーズ」、「サービスの拡充」、「逼迫する財政状況」などの社会情勢の変化に鑑み、平成15年に地方自治法の改正があり、その後制度の活用について総務省の指針が示されました。P2に制度の目的、及び“メリット・デメリット”並びに“指定期間”等の記載がありますが、追って本館の制度導入に向けて説明させていただきたいと思っております。P3に本市の公共施設における制度導入までの流れとP4には制度導入状況について記載させていただいております。P5以降についてはこれまでの制度と指定管理制度の比較を記載させていただいておりますが、結果としてこれまでいくつかの施設に見られたような外郭団体による管理委託方式は認められなくなり、業務委託を含む直営方式、あるいは、指定管理制度導入かの二者択一になったということでございます。P8には、道内図書館の一部ですが管理運営状況について記載させていただいております。ご覧の通り道内の公共図書館(分館・図書室)など含め142施設のうち11施設において指定管理者制度が導入され、11施設が業務の一部を委託し、いずれも民間企業・NPO法人財団が受託しております。なお、2010年調査ですが、全国的に市町村立の公共図書館約3100施設のうち220施設が導入済みで55施設が導入予定となっております。以上、本当に雑駁ですがこの制度に関する経緯・目的・現在の状況など説明をさせてい

いただきました。これらを、踏まえ本館での取り組みについて少しお話をさせていただきます。特に資料は用意しておりませんが、岩倉市長2期目の重要な施策の一つとして「行政改革の取組み」、「市民サービスの向上」、「効率的・機能的行政組織の運営」について

スピード感を持って取組む姿勢が示されております。冒頭、H26年度において図書館の制度導入について触れさせていただきましたが、昨年度10月に教育委員会としてスポーツ生涯学習部「部内検討委員会」を設置し導入に向け種々検討して参りました。本来なら、早い時点で課題整理し、委員の皆様にご検討いただくべきと、思いますが、図書館は、この場で改めて申し上げるまでもなく、貸館業務などを本務とする施設とは異なり、教育文化の拠点施設であり業務の特殊性など細部に渡り検討を要することから、検討にもう少しお時間をいただきたいと思っております。

全国の公共施設においては、H21.4 現在 70,000 件を超える施設が制度を導入しておりますが、先ほども触れましたように全国の図書館では約7%程度の導入に留まっている現状が物語っているように難題も多いと感じています。図書館への制度導入については全国的にも賛否両論あることは事実ですが、私どもと致しましては、図書館の使命は基より、制度導入への理念などをお示しさせていただき、あわせて市民・利用者の利便性向上などに主眼を置きながら課題整理して参りたいと考えております。なお、今後の予定につきましては委員皆様にはご多忙のところ恐縮とは存じますが、今年度、これから数回にわたりお集まりいただきながらご検討、ご意見など頂戴し、平行して社会教育委員会議へも説明、ご理解を求めてまいりたいと考えております。次回の会議を8月末若しくは9月上旬の早い時期に一度お集まりいただき、ご意見を賜りたいと考えておりますので重ねてよろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、それでは質問はよろしいですか。

図書館長 はい、どうぞ。

委 員 はい！

議 長 委員どうぞ。

委 員 2、3確認をさせていただきたいと思います。私は、労働組合だからといって、指定管理者制度を否定する立場ではないことを、まず、事前にご理解いただきたいと思います。さきほど、館長からお話しがありました、日本図書館協会という社団法人がありますけれども、苫小牧市は入っておられるのかどうか。それともう一つ、先ほど委員の方からお話しがありました、この協議会でいろいろご提案されてこれからお話しをしていく場面を、つくっていただけるようなお話しがありました。このことが、我々の意見が反映されるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

議 長 2点ですね。図書館協会に加入しているのかということと、協議会の指定管理者制度導

入の中での立ち位置、といいますか立場といいますか。そこら辺をはっきりしてほしいということですが。

図書館長　　まず、協会の件ですがこれには入っています。それから、協議会のご意見等々につきましては、それぞれの機関で、この協議会での意見はどうなっているのか、というお話しが今までも出ております。当然、協議会の意見として、そういった場にお話しをさせていただく事になるかと思いますが、そこで、協議会の意見の取扱いについては、それぞれの機関の問題ですから、ただ協議会の意見として認識・理解を求められるものと考えております。

委員　　それで、一つ聞いてもよろしいでしょうか。

議長　　はい、どうぞ。

委員　　協議会の意見を反映していただけるのか、どうかという問題につきましては、例えば給食センターの民間委託の問題も審議会でも直営が良いって言ったにもかかわらず、民間委託になったという心配があったものですから。それから図書館協会にお入りなっている。ということでございますが、今はネットで色々な文書が取れるのですが、2010年3月の中で日本図書館協会が、公立図書館の指定管理者制度について、というコメントを出しております、はっきり言って否定的なものになっているということでございます。特にですねこの文書でいきますと、物的能力だとか人的能力を有した事業者が本当に簡単に出来るのか、まして指定期間があると、ここに示されている通り指定期間の中で、例えば専門職を雇いその人たちが継続して、このことは労働組合の事になりますけれども、安定した職業が得られるのかどうか、こういう問題があるということ、そしてなによりも図書館というのは無料の原則があるというように言われている中で、経費の削減が見込まれないのに、指定管理者が本当に必要なのかどうかということが、多く書かれている文書があったものですから、この辺についてちょっと危惧をするところです。そればかりではなく、もう指定管理者にしている文面もありまして、そこでもはっきり経費の削減ではない。と言っているわけです。何を目的にしているかという利用者拡大と新たな利用者層を獲得するための、新規のサービスの開発にある。これだけが目的である。というように導入しているところは言っているわけです。それであれば、今の状況で例えば指定管理者でなければ出来なくて、今の体制では出来ないというようには僕には思えないわけですがけれどもね、もし、今意見があればお聞かせ願いたいですが、もしなければ次回にこういうお話をさせていただくということなんで、そのへんだけ意見を言わせていただきました。

議長　　もし、お話しできる部分がありましたら。

図書館長　　私が、この場で責任をもった回答がどこまで出来るか、あくまでも館を預かる責任者としての立場ですので、教育委員会或いは、行政側あるいは議会側それぞれの立場があり

ますので、なんとも申し上げられないですが、一つちょっと誤解を招いている部分があるかと思いますが、反映というお話しがありました、こういった意見がありましたという、お伝えする事の中でそれを反映するかしないかという問題は、それぞれの機関ですのでそこら辺は全て協議会の意見を、どう捉えるかというのは今、私が責任をもってお話しできません。こういう意見がありました。ということ伝えること、それは私の責任だと思っております。それから図書館協会の関係ですけれども、たしかに図書館協会は、この制度導入については反対派の立場かと感じています。具体的に理事なり役員の方と話したわけではありませんが、諸々の文言あるいは、資料等々の記載表現は反対の立場をとっている。そういった部分における主な原因は、委員が今おっしゃった内容が主たるものと感じています。そういったことの中で何が出来るのか、やらないほうが良いのではないかと等、様々な賛否両論、これは正直なところ横浜でも、静岡でもどこでもそうなんです、やはり考え方に賛否、明らかに両論あります。サービスの問題、利便性、経済効果そういったことが中心になっています。そこにワーキングプアの問題、雇用者問題だとか色々出て来る部分があるかと思えます。これはどちらをとっても正しいと私自身は感じています。ただ、委員さんもおっしゃったように、あくまでも数や冊数だけで判断することは、避けたいと思っています。しかし、現実の話としてこうした逼迫した財政状況なり、行革を取巻く市民感情等々を考えたときに、頭っから黒だ白だというのは如何なものかというのもあるかと思えます。そうしたことを捉えながら、では苫小牧の図書館はどのようなのが良いのかと言う部分、或いは制度導入に向けてこういうようにすることが良いのかを探りながら進めて行きたいと思っています。いくら、そう思っても理想論で終わってしまう部分があるかと思えます。今お話しがあった委員さんの様々な問題などを今後整理すべきものと思っております。当然、部内検討委員会でも出てきている意見です。そこら辺は現場にいる我々が身にしみているものだし、反省もしなければならぬ部分だと思っています。したがって、今後図書館の位置付けをどこに置くか苫小牧の街づくりの中にどういう位置付けを持たせるか、そういったことも含めて考え合わせ、そういった中でいい方向に持って行きたいと考えています。頭っからダメだ、頭っから良いというような考え方は持っていませんが、やはり60年という条例制定の歴史は重い。しかし、それに囚われる術も今の時代は無いのかなと考えています。それらを含め、今後皆様に資料を提示しながらご理解をいただけるようにしていきたいと思っています。ちょっと私的な考え方になってしまっただけで申し訳ないんですが、部内検討会議でも皆様に示す意見統一が出来ておりませんので、ご容赦いただければと思います。

議長 はい、委員どうぞ。

委員 先ほど館長から、報告が遅くなって申し訳なかったという、お話しでしたが、現実的に市長の公約の中で具体的なお話が出てきている段階で、もし図書館協議会委員というのが、市民の意見の代表とするならば、ここで提出されたものを見て意見を述べるということが、とても重大な意味をもって来るものと考えます。ですから黒とか白とか言う前に、私も勉強不足で申し訳ないんですが、今の図書館の現状がどのようになっているのか、どういうものが一番市民ニーズにあっているのか、ということを含めて勉強することが、認

識を深めることが、まず第一段階で必要だと思います。その段階で8月にもう1回集まって頂いた文書を検討するという以外にせめて1か月以上あるわけですから、その間に私たちも、もう少し勉強する機会を与えていただいて、協議会経費の問題もあろうかと思いますが、それを抜きにして、とても重要な問題だと思うんで…例えば施設の見学に行くとかですね、こういう資料を頂いて勉強したいということに対して、全部を応えていただけることは別として、勉強する機会を8月までの間も持った方が良いと思います。図書館協議会というものが、館長の諮問機関であるならば是非、諮問をしていただく立場で意見をまとめるという機会を与えていただけると、ただ考えを聞いて述べる場所を与えるということではなくて、一人一人の意見が、会の中でどうなってるか、というのが段々上に上がっていくにしたがって、見えなくなることがよくあるので、そういう点では最後まで責任を持って意見を述べる形が、出来たら良いかなというように思います。頂いた資料を、さあ～と見てP2の3の に指定管理者制度のメリット、デメリットというのが本当に簡単にまとめられているんですけども、市民サービスで、もし開館の日数や時間の延長が市民サービスのメリットだとしても量がふえても質が低下するのではないか。これ、パッ！と見て一番心配な部分があるので、さっき館長もおっしゃったようにワーキングプアの問題もありますし、どんな優秀な司書さんでも、時間をかけて知識を深めて本に対する理解を深めて、長い4年間の指定管理で変わるのではなくて、長い年月をかけて培ってきた知識が本当に、図書館の財産になり、それが質的な向上に結びついていくことが、端的にそういうように思いますのでね。市民の一人として心配する部分があるので、まずは、どっちかというように考える前に、もう少しちゃんと勉強して委員として意見が言えるように限られた時間ですけれども努力もしたいと思いますので、そういう機会を与えていただきたいと思います。

議長

はい、今日は意見をまとめるとか、そういうことではありませんので、次回の話し合いのときまでに、図書館のほうで次回は、はっきりさせてもらいたいとか、このへんは、どうなっているのかというあたりを、もう2、3、伺っておこうかなと思うんですけど、他にどうでしょう。

< …… >

私、議長という立場ではあるんですけども、その他の部分で、わからない所をお聞きしたいと思いますが、先ほどからそれぞれの委員の方々がおっしゃっているように、ここで私たちの話し合いというのは、どのようになっていくのか？今、ちょっとわからないといいますが、図書館としては、指定管理者制度にしていくためにこれから進めていくわけですよね。

その必要性というか、こういうようにして行くよ、ということを私たちに説明というように、おっしゃっていますよね。理解を求めるといふ。そこで私たちがここで、いやどうなんだろうとか、という話をしたとして、先ほど委員さんが諮問とおっしゃっていましたが、そういう図書館としての制度導入するというところに私たちの意見はおそらく、何も反映されませんよね。いや、もし逆の話になった場合ですね。

- 図書館長 そこは、図書館協議会として、こういう答申・意見を出すということであれば、そういった部分の結論になろうかと思えますし、協議会のこの場でこれからどういう結果になるかわかりませんし、どういう結論になるかわかりませんが、そういった部分の結論が出れば、そのまま私どもは持っていき、それを、私どもはこうしたい、けれども協議会の皆様はこうしたい、この方が良いという答申があれば、そこに私どもが入り込む余地はないわけですね。
- 議長 私たちの出した結論によって、図書館のほうの結論が影響を受けることはないということですね。
- 部長 図書館協議会として、最終的な意見書を取りまとめていただく形になろうかと思えます。
- 議長 取りまとめさせていただけるんですか。
- 部長 はい、それは当然。ぼくらの方から指定管理者について説明を受けたが、図書館協議会として最終的にこう考えると、例えば、市史の問題については、こうあるべきだとか、協議会としてですね。最終的に入り口論から指定管理者制度は好ましくないということであれば、そういった方向の意見書になるでしょうし、図書館の指定管理がやむなしになっても、こういった部分についてはこうあるべきだ。沢山いろんな業務をやっていますから。先ほど言ったレファレンスだとか、そういったことについては、協議会としてこう考える。図書館司書の充足率についてはこう考えるだとか、そういった、いろいろな場面をまとめていただいて、協議会としてこういう意見なんだよということを最終的に図書館長に意見書を出していただければ、市長に届くと…そういう形になろうかと思えます。
- 議長 なるほど。先ほどの説明する、理解を求めるといってお話だったので、私たちは結局、そういう意見をまとめることはできないのかな～と、ちょっと思ったものですから。
- 図書館長 私どもは、建前論かもしれませんが、先ほど言いました行政施策、運営方針の中で動くというようになっておりますから、そう言った部分において、今部長も言いましたように協議会としての、そういったご意見は、ご意見としてそれはあらゆる機会の中で、議会もそうですし、教育委員会もそうでしょうし、協議会としてどういう意見だったの、って聞かれるはずですから。その時に協議会として率直に。館長はそう言ったけれど協議会としてはこうだというのは、それはそれで。
- 議長 まあ～どういようになるかわかりませんが。
- 委員 いいですか。その8月までにその知りたいことの資料を、調べていただいて、全部が全部かなえられるかどうかかわかりませんが、資料をそれまでに揃えて、出来る限りね、知りたい情報もいただけるということは可能ですか。その考え方を、その意見を言うために必要なものですね。

図書館長 正直なところ、急に全部お出して全部を判断してもらおうなんて、とても難しいと考えています。従いまして、今部長も触れましたが様々な業務の中で業務全部を指定管理にするとか、いやその部分は違うだろう。そういう議論はあるでしょう。じゃ、その線引きはどこに置くかって、言う問題もありますよね。そのための資料と言うのは、ちょっと今、正直なところ整理できない状況にいます。

委員 せめてね、他市や道立図書館とかが最初指定管理にしようとしたのが、結局やめる事になりましたよね。その指定管理からやめる事になった経緯ですね。それがどうだったのかと、ちょっと知りたいところですよね。あと、公共図書館というのは、法的な位置付けにはどういうふうになっているのか。最低これくらいは、もし良かったらお調べいただいて……

図書館長 今委員さんからいただいた内容について、千歳だとか恵庭だとか釧路だとか、そういった情報もあります。私どもの持っている情報について、事前に皆さんにお送りさせていただいて見ていただく。その中でお集まりいただく、というのは可能かなと思いますので、少しお時間頂ければ整理させていただきたいと思います。

委員 図書館学のご専門の委員さんもおりますので、もしご協力いただいて、勉強する機会を与えていただければ、図書館というものがどういうものかって、いうことですね、教えていただけたら、勉強したりするようなことがもしできれば、可能であれば大変ありがたいと思います。

委員 図書館に関しては、会長さんのほうが学校図書館のほうではベテランでらっしゃるし……私も教えているのはごく狭い大学を中心とした学校図書館のあり方だけですので、公共図書館は、少し広げなければ考えられない部分があると思います。一方では広い見方とともに、もう一つは、本当に身近な図書館、我々にとって必要な図書館とは何かの見直しを、この際だからしていかなければいけない。前から言っておりますようにレファレンスというのは大事だと思っておりますが、本当にそれが必要なんだろうかと。もし、レファレンスが必要だったら、どんな図書館を構築すべきか、ということも考えなければいけないそれよりは、面倒くさくなくね、ただ貸し借りが出来れば、自動販売機みたいな貸出機でも良いし、それはそれでまた、別の考え方が出来ますよね。大学図書館でもですね。私どもは開館の時から、カードを入れて自分で借り出す、そういうシステムにしているんですよ。そうすると、指定管理者以前に、そういう機械を入れておいたほうが、ず～と人件費が削減できます。しかし、問題はそこにあるはずではないんですよ。そこらあたりで、どこまで何が必要なのかは、やっぱりそれぞれの方のお考えを集約するのが、大事だと思うんですね。先ほどの話でいけば、おおよその見方は経費削減は論外の方向で動いているんじゃないかと言うんですが、本当にそうなのか。どうやら私どもの市長はそういう頭は、まるっきりないような、そういうように動いているんじゃないか、そういう見方か、今のところ出来ませんよね。そしたら、やっぱり、それぞれの立場である者が、それぞれの見方を提言して市長にわかっていただくことも大事なことだと思います。

- 議長 あと、時間も経っておりますので、この件を含めまして、お考え、感想を発言されてない方から頂ければと思うのですが、いかがですか
- 委員 あまり図書館に詳しくないものですから、特に意見を用意していないんですけれども、除籍の話が話題になってまして、場所が狭いということでどう基準で除籍するかその辺が気になりました。
- 委員 すいません。勉強不足ですみません。今日は意見なしと言うことで…。
- 委員 私も、恥ずかしながら図書館が指定管理者制度に移行すること自体が、新聞の読み込みが足りなかったのか初めて知って。とはいっても結構一般市民の感覚とは近いんじゃないかという思いもあります。みなさん、携わっていらっしゃるんで、ご承知だと思うんですけれども、そもそも目的ですとか、そういったところから、先ほど、おっしゃっていたように勉強させていただく機会があれば、もう少し、意見が出すことができるかな～と思います。そんな機会を与えていただければ、勉強させていただきたいと思います。
- 委員 はい、私もこれを見ていましたら標準的な例として、7月末から8月位から説明会の開催など具体的な話になっている中で、私たちはどこまで意見が届くのかなって不安はあります。ここにありますように、メリット、デメリットですが、バサッとした内容でちょっとこれで理解すれというのは無理かなと思います。できればこの辺のもっと具体的なこともお聞きしたいし、先ほど言いました指定管理者になろうと思ったのが止めた場所だとか、やったところの千歳とか、その両方のご意見も、どうしてなったかとか、どうして止めたのか、というご意見もお聞きしたいなと思います。それで、なおかつどこまで考えられるか解りませんが、自分なりの意見が出せたら良いのかなと思いました。
- 委員 私も、勉強不足もありまして、指定管理者制度につきまして、まだ中々理解できないと言う感じがあります。これから少しでも、苦小牧はその決定にまでおかれている、ということだけを考えておりますけれども、中身の方までわかっておりません。
- 委員 すみません。少し、乱暴に言い過ぎたかもしれません。大変申し訳ありません。本当に最初に言ったように、僕は指定管理者を否定するものではないんで、ただ僕が図書館協会だとか、ネットで簡単に出る資料の中身を読むと、図書館の意義だとかそういうものを考えていく、生涯学習の中の位置付けにした場合に、本当に指定管理者というのは、なじむんだらうか、という意見が、どうも僕が引っ張っているネットの中では、多いような気がして、ちょっと乱暴な言い方をさせていただきましたが、確かに賛否両論あるのは分かっておりますし、ただ、これが中々指定管理者が、いろんな施設で進んでいる中で図書館だけが、先ほどもありましたが、あまり進んでいないという実態だと思うんです。この資料だけを見ますと、そこに何があるのかということになると、図書館自体の公共性というか、図書館の意義を考えたときに、本当にそういうことで良いんだらうか、ということ

にぶつかっているんだろう。と自分の個人的な考え方で、ちょっと乱暴な言い方で申し訳なかったんですが、そんな感想を自分としては持って、先ほどの意見を述べさせていただきました。

議 長 それで、先ほど私たちが少しこの事を勉強しておかないと、次回8月末か9月のはじめに集まって、資料提供いただいても…。それで、中々公式的に場を設けることは出来ないんですけども、こういうことを少し勉強しませんか、という感じでいいと思うんですよね。そういう場を私たちとして、考えてみるのは如何なものでしょうかね。もちろんご都合もあるでしょうし。そういう内容なら自分は今回、私はいいわ！となるかもしれませんが、客観的に8月の次の集まりに向けての意見をまとめていく上で、学んでいく、また責任もあるのかなと思います。今具体的に申しませんが、もしよろしければ、私と副会長の方でそういうこんなことを勉強しませんか、ということを考えてみたいと思うんですけども。その時にはご案内いたしますので、まっ～任意の集まりになるんですけどもさせていただくということでご理解いただけますでしょうか。任意の話しなんで……。

図書館長 今、お話しありましたように、いろんな資料、提出出来るものは提出して、他の市町村の例だとか考え方についてまとめたものがありますので、皆さんにお送りするなりしていきたいと思っております。それと、先ほどからお話ありました、資料のP3ですが、苫小牧市における指定管理の決定までの流れについてですが、標準的な例で、4月から3月までの日程を記載しておりますが、一つの例でございまして図書館の例ではないんです。図書館に置き換えたときに、例えば今の行革プランに載っかっているとすれば、これは25年度における一般的な流れです。ただ、やはり理事者の考え方もありましょうし、議会の考え方もありましょうし、その中で委員さんのご意見というものを伝えさせていただければと思います。

議 長 それでは、もう4時を回ってしまいましたが、本日の予定された議題につきましては、これで終了とさせていただきます。これを持ちまして会議を終了と、させていただきます。どうもありがとうございました。

事務局 会長どうもありがとうございました。次回の開催につきましては日程など整い次第連絡させていただきますのでよろしくお願い致します。本日はどうもありがとうございました。

閉会 16:15

<出席者>

委員

松井操人 会長
谷口佳子 副会長
小松太 委員
岩田薫 委員
林晃平 委員
森重雄 委員
伊藤文人 委員
岡田房子 委員
中村峰子 委員

教育委員会

松浦務 スポーツ生涯学習部長
相澤潔 勇払公民館館長
石井之博 中央図書館館長
中村美香 同 副館長
今井章子 同 副主幹

<欠席者>

前嶋フク 委員